平成17年1月16日

教育委員会規則第66号

改正 平成18年9月29日教育委員会規則第15号

平成27年3月2日教育委員会規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、今治市営ゲートボール場条例(平成17年今治市条例第117号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 今治市営ゲートボール場(以下「ゲートボール場」という。)の使用時間は、午前8時から午後8時までとする。ただし、今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定によりゲートボール場の使用の許可を受けようとする者は、教育委員会に市営ゲートボール場使用許可申請書(別記様式第1号)を提出して、市営ゲートボール場使用許可書(別記様式第2号。以下「許可書」という。)の交付を受けなければならない。この場合において、市営ゲートボール場使用団体登録申請書(別記様式第3号)により教育委員会にあらかじめ登録の申請をし、市営ゲートボール場使用団体登録証(別記様式第4号)の交付を受けなければならない。

(使用者の義務)

- 第4条 ゲートボール場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がゲートボール場 を使用するときは、係員に許可書を提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 使用者は、その使用を終わったときは、係員に申し出て施設の点検を受けなければならない。 (係員証票)
- 第5条 条例第9条第2項の係員証票は、別記様式第5号とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前までに、合併前の今治市営ゲートボール場条例施行規則(平成15年今

治市教育委員会規則第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(読替規定)

3 条例第9条の2の規定によりゲートボール場の管理を指定管理者に行わせた場合において、 第2条中「今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と、 第3条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。

(様式の特例)

4 条例第9条の2の規定によりゲートボール場の管理を指定管理者に行わせた場合において、 別記様式第1号から別記様式第5号までの様式は、これらを標準として指定管理者が別に定め る。

附 則(平成18年9月29日教育委員会規則第15号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月2日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

# 別記様式第1号(第3条関係)

市営ゲートボール場使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 今治市教育委員会

使用団体名

代表者住所

氏名

今治市営ゲートボール場条例第3条第1項の規定により、次のとおり使用を申請します。

使用年月日	年	月	日	使用時間	時	分~	時	分	
使用目的				使用人数		人(男	人	女	人)

# 別記様式第2号(第3条関係)

市営ゲートボール場使用許可書

使用団体名

代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のあった市営ゲートボール場の使用については、次のとおり許可します。

年 月 日

今治市教育委員会 印

使用年月日	年 月 日	使用時間	時 分~ 時 分
使用目的		使用人数	人(男人女人)

# 別記様式第3号(第3条関係)

111111111111111111111111111111111111111	() 0 0   0 0							
	市営	ゲートボール場	易使用団体登録日	申請書				
				年	月日			
(宛先) 今	治市教育委員会							
使用団体名								
	代表者住所							
			氏名					
			電話					
今治市営	ゲートボール場条	例施行規則第3	3条の規定により	の、登録を申請	します。			
(ふりがな)			団員数	λ (.	男 人 女 人)			
団体名			四貝奴	7. ()	为 人 虽 人)			
登録番号								
	氏 名	住	所		電話番号			
団員名簿								

# 別記様式第4号(第3条関係)

(表)

	47/14				
市営ゲートボール場使用団体登録証					
登録年月日	年 月 日				
登録番号					
団 体 名					
代表者氏名					
	年 月	日			
	今治市教育委員会	印			

(裏)

## 施設使用の遵守事項

登録団体の責任者は、施設の使用に当たって団員を指揮監督し、市営ゲートボール 場条例及び市営ゲートボール場条例施行 規則を遵守させてください。

# 別記様式第5号(第5条関係)

第 号

今治市営ゲートボール場監視員証

職氏名

年 月 日交付

今治市教育委員会

印

別記様式第1号(第3条関係)

別記様式第2号(第3条関係)

別記様式第3号(第3条関係)

別記様式第4号(第3条関係)

別記様式第5号(第5条関係)